介護保険料の市独自減免制度の見直しについて

1 制度概要

小金井市介護福祉条例、施行規則

災害による住宅や財産の著しい損失や世帯の生計中心者の死亡や重大な障害等で収入が 著しく減少したとき、減免要件を満たす場合は、申請に基づき介護保険料が減額されます。 このほか、介護保険料を納付することが困難な場合に市独自基準の減免制度があります。

2 各市の独自減免要件の状況

- (1) 生活保護基準を採用 12市(小金井市を含む)
- (2) 生計困難者等に対する利用者負担軽減制度等の基準を採用 6市
- (3) 独自減免制度がない 8市

3 市独自減免制度の減免要件等の見直し(案)

小金井市介護保険料減免取扱要綱

(1) 減免要件

変更前

次のすべてに該当する場合

- ①生活保護基準以下の収入
- ②主たる生計維持者の所得税等の被扶養者になっていない
- ③生活保護基準1年分以下の預貯金額



変更後

次のすべてに該当する場合

- ①住民税世帯非課税
- ②年間収入が150万円以下(単身世帯の場合の額。世帯人数が1人増すごとに50万円を加える。)
- ③預貯金等が350万円以下(単身世帯の場合の額。世帯人数が1人増すごとに100万円を加える。)

(2) 減免割合

· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
変更前			変更後	
所得階層に関わらず1/2		所得段階第1段階	1/2 (1, 820円→ 910円])
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		所得段階第2段階	$1/3$ (2, 460円 \rightarrow 1, 640円])
		所得段階第3段階	$1/3$ (4, $390 \rightarrow 2$, $927 \rightarrow 2$])
			(日額介護保險料)	

(3) 見直し要件の適用対象 令和6年度以降の介護保険料